

日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について
(審議のまとめ)

平成25年5月31日

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした
指導の在り方に関する検討会議

目 次

1. はじめに.....	1
(1) 日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く現状及び課題	
(2) 検討の経緯.....	2
2. 学校教育における日本語指導の在り方について.....	3
(1) 教育課程への位置付け (「特別の教育課程」の編成・実施)	
(2) 「特別の教育課程」による日本語指導の要件.....	4
(I) 指導の内容.....	5
(II) 指導の対象とする児童生徒	
(III) 指導者.....	6
(IV) 授業時数	
(V) 指導の形態及び場所.....	7
(VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施.....	8
(指導計画の作成について)	
(学習評価の実施について)	9
3. おわりに.....	11
(1) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施により期待される効果	
(2) 円滑な実施に向けて	
(3) 今後の展望.....	12

1. はじめに

(1) 日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く現状及び課題

- 国際化の進展等に伴い、平成 24 年 5 月現在、我が国の公立小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は、約 7 万 2 0 0 0 人^{*1}となっている。また、平成 22 年 9 月現在、これらの学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は約 2 万 9 0 0 0 人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数は約 5 5 0 0 人^{*2}であり、依然として多く、特に近年は、外国人集住都市のみならず全国的に散在している傾向にある。
- 日本国憲法、教育基本法及び学校教育法では、国民が、その保護する子に、普通教育を受けさせる義務を負う旨が規定されている。
日本語指導が必要な児童生徒の中には、法令に基づく義務教育の対象となる、海外から帰国した児童生徒や日本国籍を有する重国籍の児童生徒等が含まれる。また、外国人児童生徒については、保護者に就学義務はないが、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（国際人権 A 規約）や児童の権利に関する条約等も踏まえ、公立の義務教育諸学校へ就学を希望する場合には、無償で受入れを行うこととされている。
- このような児童生徒に対して、現在、公立小・中学校においては、学習指導要領も踏まえ、地域の実情や児童生徒の実態に応じて、在籍する学級以外の教室で指導を行う「取り出し指導」や在籍する学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員等が入り、当該児童生徒を支援する「入り込み指導」などが行われている。
また、市町村教育委員会が帰国・外国人児童生徒教育の拠点となるセンター校を設定している場合や児童生徒が在籍する学校において日本語指導の体制が十分に整備されていない場合などは、当該児童生徒が在籍する学校以外の学校（以下「他校」という。）又は公民館や教育センター等の地方公共団体が管理運営する学校以外の施設（以下「学校外施設」という。）等に通い、日本語指導を受けるケースもある。
- しかし、日本語指導は、現行制度の下では教育課程に位置付けられておらず、各教科等の中で行われているもの、センター校や学校外施設における課外活動として行われているものなど、地域や学校、児童生徒の実態等によって、指導内容や指導体制（指導者の身分、指導時間、指導場所等）は大きく異なっている。
また、指導者に対して、指導計画の作成や児童生徒に対する学習評価の実施が求められないため、必ずしも児童生徒一人一人の実態（日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等）に応じたきめ細かな指導が行われているわけではない。
- さらに、他校や学校外施設に通って日本語指導を受ける児童生徒は、放課後等に課外

*1 「平成 24 年度学校基本調査」による。

*2 「平成 22 年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」（隔年度実施）による。「日本語指導が必要な児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができるても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。なお、「日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒」には、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒が含まれる。

授業を受けることもあり、負担が大きい。

- 児童生徒の負担に配慮しつつ、全国で一定の質が担保された日本語指導を行うことができるような制度を整備し、指導を受けた児童生徒が、在籍する学級において他の児童生徒とともに日本語で各教科等の学習活動に参加できるようにすることが求められている。

(2) 検討の経緯

- (1) で述べた現状及び課題を踏まえ、「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』の意見を踏まえた政策のポイント」（平成 22 年 5 月 19 日 文部科学省）及び「日系定住外国人施策に関する基本指針」（平成 22 年 8 月 31 日 日系定住外国人施策推進会議）において、外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討を行い、小・中学校に入りやすい環境の整備を促進すべき旨が提言された。
- 上記の提言を踏まえ、平成 22 年 11 月 1 日、「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」（初等中等教育局長決定）が文部科学省に設置され、教育現場における日本語指導の実態等を把握した上で、学校における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育、特に指導形態等についての検討が行われた。

同検討会では、学校の教育課程に日本語指導を位置付ける場合は、次の 2 つの案のうち、いずれかの方法で対応すべきである旨提言された。

(案の 1) 「特別の教育課程」として位置付けることとする

(案の 2) 各教科等の習熟度別指導として行うこととする

また、学校の教育課程に位置付ける日本語指導は、原則として、児童生徒の在籍する学校で行うべきであるとした上で、当該学校において日本語指導の体制が充実していない場合等においては、児童生徒及びその保護者の意思も尊重し、安全面及び費用負担面の問題に配慮しつつ、他校へ通って日本語指導を受けることができるようすべきである旨提言された。

- 検討会において示された論点を継承し、平成 24 年 4 月 11 日、本検討会議（「日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議」（初等中等教育局長決定））が設置され、4 回の会議を開催し、教育課程への位置付け方も含め、学校教育として行う日本語指導の在り方について具体的な検討を行った。このたび、検討結果がまとめたので、報告する。

2. 学校教育における日本語指導の在り方について

(1) 教育課程への位置付け(「特別の教育課程」の編成・実施)

- 児童生徒の学ぶ権利を保障し、学校教育法施行規則及び学習指導要領で定める教育課程に基づく学習内容の定着を図る上で、児童生徒が在籍する学校、とりわけ在籍する学級において各教科等の学習活動に参加することのできる環境整備を図ることは極めて重要である。

日本語指導が必要な児童生徒については、他の児童生徒とともに学校生活を送るために必要な日本語を身に付け、日本語で各教科等の学習に参加できるよう配慮することも大切である。

- このような点を踏まえ、学校教育の中で行う日本語指導については、必要に応じて教育課程に位置付けて行うことができるよう制度を整備することが必要である。

教育課程に位置付けるに当たっては、学校教育の一環として行う日本語指導について質の担保を図る観点から、国において一定の要件を定めるとともに、例えば、各教科等の授業時数に替えて日本語指導を行う時間を設けることを可能とするため、現行の教育課程の基準によらない「特別の教育課程」を編成・実施することができるようになることが適切である。

「特別の教育課程」の編成・実施については、これまで、障害のある児童生徒に対して、一定の要件の下で「通級による指導」が行われてきた。また、教育基本法及び学校教育法における学校教育の目標に関する規定等に照らして適切であり、かつ、地域や学校の実態、児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮した教育を実施する必要がある場合などにおいて、一定の要件の下で認められてきたものである。学校教育の一環として、児童生徒一人一人の実態に応じて行う日本語指導は、「特別の教育課程」を編成・実施する趣旨に沿うものと考える。

(2)「特別の教育課程」による日本語指導の要件

- 「特別の教育課程」の編成・実施を認める日本語指導（以下「『特別の教育課程』による日本語指導」という。）は、次のような要件を満たす指導とすることが適切である。

「特別の教育課程」による日本語指導（案）

（I）指導の内容

児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できることを目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語を身に付けるための指導も含まれる。

（II）指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

（III）指導者

①日本語指導担当教員（主たる指導者）：教員免許を有する教員（常勤・非常勤講師を含む）

②日本語指導補助者：日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者

※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

（IV）授業時数

年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。

※ 1 授業時数の 1 単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の 1 単位時間（45 分又は 50 分）に準じるものとする。

※ 2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間 280 単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

（V）指導の形態及び場所

- ・児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
- ・他校における指導

※ ただし、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

（VI）指導計画の作成及び学習評価の実施

(I) 指導の内容

- 「特別の教育課程」による日本語指導とは、児童生徒が日本の学校生活に適応し、学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できることを目的として行う指導とする。なお、児童生徒が学校生活を送るために必要な日本語を身に付けるための指導も含まれる。
- 具体的には、例えば、「外国人児童生徒受入れの手引き」（平成23年3月文部科学省初等中等教育局国際教育課）の中で、「日本語指導のプログラム」として示されている①「サバイバル日本語」プログラム、②「日本語基礎」プログラム、③「技能別日本語」プログラム、④「日本語と各教科の統合学習」プログラム（JSLカリキュラム）及び⑤「教科の補習」プログラムに相当するような指導内容及び指導方法で行われる日本語指導が想定される。

(II) 指導の対象とする児童生徒

- 「特別の教育課程」による日本語指導は、義務教育段階にある小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒を対象に行うものとする。
- 「日本語指導が必要な児童生徒」としては、帰国・外国人児童生徒のほか、例えば、重国籍や保護者の一人が外国籍である児童生徒等が考えられるが、当該児童生徒一人一人について、「特別の教育課程」による日本語指導を行うか否かの判断は、学校教育法、学校教育法施行規則及び学習指導要領等を踏まえ、学校設置者が定める教育課程の編成基準に従い、児童生徒の教育課程の編成権限を有する校長の責任の下で行うことが適当である。
- 校長が指導の要否を判断するに当たっては、日本語指導担当教員をはじめ、児童生徒の担任や各教科を担当する教員、日本語指導補助者など複数人により、児童生徒の実態を、日本語の能力、学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点から、把握・測定した結果を参考とすることが望ましい。
- 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部に在籍する日本語指導が必要な生徒については、学校教育法において、我が国の後期中等教育機関において行うべきものとされている「高度な普通教育及び専門教育」に替えて、「学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できることを目的とする指導」を行うことについて、高等学校における日本語指導の実態等も踏まえ、今後慎重な検討を要することに鑑み、当面は「特別の教育課程」による日本語指導の対象とはせず、現行制度の枠組みの中で、必要な支援を行っていくことが望ましいと考える。

(III) 指導者

- 「特別の教育課程」による日本語指導は、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒に対して、学校教育の一環として行うものであることから、日本語指導担当教員（主たる指導者）は、教育職員免許法により授与された、実際に指導を行う学校種に相当する教員免許状を有する教員（常勤・非常勤講師も含む。）とする。なお、定年退職した元教員を再任用して活用することも考えられる。
- さらに、日本語指導担当教員には、児童生徒一人一人の実態を的確に把握した上で、当該児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようになることを念頭に、指導計画の作成や児童生徒の学習評価の実施等も含め、きめ細かな指導を行うことが求められる。したがって、日本語指導に関する専門的な知識・技能及び個々の児童生徒の実態に応じた指導を行える指導力を有した者を充てることが適当である。
- また、日本語指導補助者として、これまで地域や学校において日本語指導に携わってきた経験を有する支援員等を活用することは極めて有効であり、日本語指導担当教員が作成する指導計画に沿って、当該教員が行う日本語指導や教科指導等の補助を行ったり、学校と保護者との間で母語による連絡調整等を行ったりすることなどが期待される。

(IV) 授業時数

- 「特別の教育課程」による日本語指導の授業時数は、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。
なお、授業時数の 1 単位時間は、学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の 1 単位時間（45 分又は 50 分）に準じるものとする。
- 授業時数については、
 - ①「特別の教育課程」による日本語指導を通して、日本語指導が必要な児童生徒が将来的には在籍する学校、とりわけ在籍する学級において、他の児童生徒とともに日本語で各教科等の学習活動に参加できるようにすることを念頭に置く必要があること。児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間 280 単位時間を超えて指導することを妨げるものではないが、学校教育法施行規則附則別表に定める総授業時数の大半を「特別の教育課程」で代替することを許容しないようにすること
 - ②初期指導においては、例えば来日直後など一定期間に集中して授業時数を設定することも可能であること。来日直後などは集中して授業を行うことは有効であり、また理解が進むにつれて、週当たりの授業時数は徐々に減らすことが望ましいこと
 - ③他校等に移動して指導を受ける児童生徒の負担とならないようにすること
 - ④日常生活を送る上で十分な日本語の能力を有しており、在籍する学級での学習活動にほぼ参加できるが、定期的な支援が必要であると思われる児童生徒に対して「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合、年間 10 単位時間（月 1 単位時間程度）の指導であっても一定の効果が得られるものと考えられること

⑤障害のある児童生徒に対する通級による指導の授業時数については、

- ・言語障害者、自閉症者、情緒障害者、弱視者及び難聴者に該当する児童生徒については、年間 35 単位時間から 280 単位時間まで
 - ・学習障害者、注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間まで
- を標準としていること

⑥検討会議で行った「公立学校における日本語指導の在り方に関する調査」の結果、「特別の教育課程」による日本語指導に相当すると考えられる授業については、年間授業時数の都道府県別平均値が、概ね年間 280 単位時間以内となっていることを踏まえ、目安として示すものである。

- 「通級による指導」の対象となっている障害のある児童生徒が、「特別の教育課程」による日本語指導を受ける場合には、児童生徒の負担にも配慮し、2種類の指導を併せて、最大 280 時間まで「特別の教育課程」を編成・実施することができるものとする。

(V) 指導の形態及び場所

- 「特別の教育課程」による日本語指導の形態及び場所は、

- ・児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」
 - ・他校における指導
- とすることが適当である。

- 児童生徒が在籍する学校で指導を行うことを原則とし、当該学校において日本語指導担当教員を確保できない場合は、巡回指導の活用、それも困難である場合は、他校に児童生徒が通って指導を受けることを認めるものとする。

- なお、現在、学校に空き教室がないことや、地理的条件等により学校内に日本語指導を行う場所を設けることが困難であることなどを理由に、学校外施設で指導を行っている事例が多く見られることを踏まえ、学校の教育課程に位置付ける指導を行う上でふさわしい一定の要件を備える施設において日本語指導を行う場合、例外的に、「特別の教育課程」の編成・実施を認めることが必要である。

「一定の要件」としては、例えば、

- ・地方公共団体又は学校設置者が管理運営する施設であること
- ・学校設置者が運営要綱等で定めるところにより、「特別の教育課程」による日本語指導を行っていること
- ・児童生徒の在籍する学校の校長が編成した「特別の教育課程」に基づき、教員が日本語指導を行っていること
- ・児童の在籍する学校、学校設置者、保護者と十分に連携協力を図っていることなどが考えられる。

- 日本語指導担当教員が本務となる学校以外の学校等において「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合、教員の兼務発令や非常勤講師の任命を行うなどして、身分取扱いを明確にすることが求められる。

- また、巡回指導を活用して、あるいは、他校等に児童生徒が通つて「特別の教育課程」による日本語指導を受ける場合であつても、児童生徒の在籍する学校の校長が責任を持って「特別の教育課程」の編成を行うことが必要である。
- なお、「入り込み指導」については、各教科等の授業の中で行うものであり、「特別の教育課程」による日本語指導の形態ではないが、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学級での学習活動に参加しながら、必要な支援を受けることができるという点で、有効な指導法として認められる。

(VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

- 児童生徒一人一人の実態に応じて「特別の教育課程」を編成し、きめ細かな日本語指導を行うためには、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、指導計画を作成することが必要である。
また、自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含めた児童生徒の学習状況を適切に評価するとともに、児童生徒一人一人に、指導計画に基づく学習内容が確実に定着するよう、指導の改善につなげる上で、児童生徒に対する学習評価を行うことも重要である。

(指導計画の作成について)

- 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合は、児童生徒の在籍する学校において指導計画を作成し、学校設置者に届出を行うものとすることが望ましいと考える。
- また、児童生徒一人一人の実態を的確に把握した上で、進級・進学を経ても、一貫したきめ細かな日本語指導を行うとともに、必要に応じて学校設置者や保護者、その他関係機関等と連携協力しながら十分な支援を行うことができるよう、「児童生徒に関する記録」及び「指導に関する記録」から成る、より具体的な指導計画（「個別の指導計画」）を作成することが必要である。
なお、各計画は、校長の責任の下で、児童生徒の担任と日本語指導担当教員が連携して作成するものとするが、当該計画の作成に当たって、日本語指導補助者の意見等を参考にすることは有用である。また、定期的に行う学習評価（後述）を踏まえて、適宜計画の見直しを行い、改善を図ることが求められる。
- 学校設置者に提出する指導計画及び学校内で作成する指導計画の作成・管理については、教育現場の負担が過重にならないよう配慮が必要である。国が各計画の記入例について一定の指針を示すとともに、各自治体においては「外国人児童生徒受入れの手引き」における「日本語指導のコース設計」や地域の実例なども参考にしつつ、日本語指導に関する有識者の識見等も得ながら、地域の実態に即した指導計画の見本を教育現場に対して示していくことが望ましい。各計画に盛り込むべき事項としては、次のようなものが考えられる。

指導計画に盛り込むべき事項（案）

学校設置者に提出する指導計画 (特別の教育課程編成・実施計画)	学校内で作成する指導計画 (個別の指導計画)	
児童生徒別 の ・大まかな指導内容 ・指導形態 ・授業時数・指導期間	児童生徒に関する記録	指導に関する記録
	児童生徒の ・氏名 ・性別・生年月日 ・国籍等 ・家庭内で使用する言語 ・入国年月日, 学校受入年 月日 ・生育歴・学習歴 ・家族構成, 家庭の状況 ・学校内外での支援の状況 ・進路希望	児童生徒の ・日本語の能力 ・指導目標・内容・形態 ・指導者の名前 ・指導場所 ・授業時数・指導期間 ・指導内容・方法に関する評 価及び学習状況の評価 等

（学習評価の実施について）

- 「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合は、日本語指導担当教員が適宜、日本語指導補助者と情報交換を行ながら、指導を受けた児童生徒の学習評価を実施することとする。

学習評価に当たっては、まず、児童生徒が学校に入学又は編入学してきた時点で、日本語の能力や学校生活への適応状況も含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な観点について、総合的に把握することが重要である。その上で、指導を通じて、日本語の能力や各教科等の学習活動に日本語で参加するための能力がどの程度向上しており、具体的にどのような課題があるのか等について、一定の期間ごと（月・学期・年度など）に把握し、適宜、「個別の指導計画」（特に、「指導に関する記録」）自体の見直しを行い、具体的な指導内容や指導方法の改善に生かしていくことが求められる。

- 上記の能力の把握に当たっては、授業中の観察、発表やスピーチ、作文などの成果物の確認など様々な方法を活用して、児童生徒一人一人の日本語の能力や学習状況を総合的に把握する工夫が必要である。

また、指導の対象とする児童生徒の日本語の能力や学習成果には、編入学前の教育の状況、日本での滞在期間のほか、性格や学校への適応状況、家庭での学習環境など、様々な要因が影響を与え得る。児童生徒一人一人の日本語の習得に影響を与えていたる諸要因にも着目しつつ、積極的に学習活動に参加しようとする意欲や態度についても、学習評価を行うことが求められる。

- なお、「特別の教育課程」による日本語指導に係る学習評価の結果については、児童生徒の担任や各教科を担当する教員にも共有し、在籍学級における各教科等の指導や学習評価にも考慮されること。
- この他、一般の児童生徒と同様に、学習指導要領に定める目標に準拠して評価を行うこと^{*3}や個人内評価^{*4}を重視すること、学習指導と学習評価とを一体的に進めること、指導目標や指導内容、評価規準の設定においては一定の妥当性が求められることなどについて、十分配慮することが求められる。
- また、指導要録は、児童生徒の学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録して指導のための資料とともに、外部に対する証明書等に役立たせるための原簿としての性格を有するものであり、「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒については、「指導に関する記録」の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に、当該指導の内容及び所見、授業時数、指導期間等を記入するなどの配慮が求められる。
- 児童生徒が上級学校へ進学する場合、学校においては入学者選抜のための資料として調査書（いわゆる内申書）の作成が必要となるが、例えば、中学校において、教科指導等と比較して「特別の教育課程」による日本語指導を比較的多く受けた経験を持つ生徒が、高等学校等への進学を希望している場合には、当該指導の所見についても調査書に記載するなどの配慮が求められる。
- 通知表（通信簿）において、「特別の教育課程」による日本語指導を受けた児童生徒に対し、当該指導の過程や成果、一人一人の可能性などを適切に示すことにより、日本語指導に関する今後の指導方針を学校と保護者との間で共有するとともに、児童生徒のその後の学習を支援することに役立てることが重要である。児童生徒一人一人に対する日本語指導の状況について、保護者にわかりやすく伝え、理解を得るために、各学校において、記載内容や方法、様式等について工夫を図ることが求められる。

*3 いわゆる絶対評価。学習指導要領に示す目標がどの程度実現したか、その実現状況を見る評価のことを指す。

*4 児童生徒ごとのよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価しようとするもの。

3. おわりに

(1)「特別の教育課程」による日本語指導の実施により期待される効果

- 日本語指導を「特別の教育課程」に位置付け、学校教育の一環として行うことにより、
 - ・児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導の実現
 - ・指導を受けた児童生徒が各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようになること
 - ・地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上などの効果が期待される。
- この結果、学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保が図られ、日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会を保障することにつながるものと考えられる。

(2)円滑な実施に向けて

- 日本語指導に係る「特別の教育課程」の編成・実施は、学校教育における新たな制度であり、その全国的な実施に際して、国においては、教育現場に対して事前に丁寧な周知を図ることが必要である。

したがって、学校教育法施行規則改正及び文部科学省告示制定について公布した後、施行までの間に十分な準備期間を設け、制度の趣旨や概要のみならず、具体的な指導や学習評価の在り方等についても、通知や文部科学省ホームページ、各都道府県等の指導主事を集めた連絡協議会など様々な機会を捉えて、幅広く情報提供を行い、指導の対象となる児童生徒やその保護者も含め、教育現場全体の理解を促すことが求められる。

また、制度施行後も、教育現場における実施状況や意向等も踏まえ、必要に応じて、例えば、指導者研修の充実や支援員の活用も含めた指導体制の整備を図るなど、制度の円滑な実施に資する取組を講じていくことが求められる。
- 教育委員会等の学校設置者においては、域内の各学校で「特別の教育課程」による日本語指導が着実に実施されるよう、例えば、「特別の教育課程」の編成基準や日本語指導を行う学校等の運営要綱等を定めたり、地域において日本語教育を推進したりするような専門的な人材がコーディネーターとなり、校長や日本語指導担当教員、日本語指導補助者による具体的な指導内容や指導方法、学習評価等に関する相談に応じる仕組みを設けるなどして、当該指導を支援する体制を整備することが必要である。

また、都道府県においても、例えば、市町村教育委員会等の学校設置者や学校からの問合せや相談に応じたり、「特別の教育課程」による日本語指導の実践事例を収集・紹介したりするなど、当該指導の実施に直接関わる学校設置者や学校を支援する体制を充実させることが求められる。
- 各学校においても、「特別の教育課程」による日本語指導を行うための体制を構築することは重要である。例えば、職員会議において、年間の指導体制や児童生徒の「個別

の指導計画」について共通理解を図るなどして、担任や日本語指導担当教員を校内で支えたり、児童生徒が受ける指導の内容、授業時数、指導者の名前、指導の場所、学習評価の結果等について、母語が分かる日本語指導補助者等の協力を得ながら、保護者に対して説明し、理解を求めたりすることが必要である。

- 教育委員会及び学校においては、第1学年に入学する予定の子供の中に、日本語指導を要する子供がどれぐらいいるかなどを事前に把握し、新年度の始業に備えることが求められる。

(3)今後の展望

- 「特別の教育課程」による日本語指導の着実な実施を推進する上で、(2)で挙げた取組のほか、国、都道府県、学校設置者、そして各学校等の関係機関が連携協力し、具体的な指導内容・指導方法及び教材の充実、指導者の資質の向上を図ること等も重要である。
- 日本語指導が必要な子供たちが、学校生活に適応し、生き生きと様々な学習活動に参加できるようにするために、「特別の教育課程」による日本語指導の実施だけではなく、子供たちが学校に就学する以前から、進学・就職など希望する進路を歩むまで、一貫して必要な支援を受けることができる環境整備が求められる。
- 特に、地方公共団体や学校においては、就学前の段階にある日本語の能力が不十分な子供たち及びその保護者に対して、就学相談や就学前教育を行ったり、進学・就職を希望する生徒への進路指導の充実、高等学校等における受入体制の整備に努めたりすることも重要である。

日本語指導が必要な児童生徒に対する指導の在り方について（審議のまとめ）概要

背景

- 國際化の進展等に伴い、平成24年5月現在、我が国の公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒の数は、約7万2千人。また、平成22年5月現在、これらの公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒の数は、約2万9千人、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒の数は約5千5百人。

→**日本語指導が必要な児童生徒が多くなっており、近年は、外国人集住都市のみならず全国に散在。**

- しかし、現行制度の下では、日本語指導は教育課程に位置付けられておらず、各教科等の中で行われているもの、他校や学校外施設等における課外活動として行われているものなど、地域や学校、児童生徒の実態等により、指導内容・体制は多様。

→**指導計画の作成や児童生徒に対する学習評価の実施が求められておらず、必ずしも児童生徒一人一人の実態に応じた指導体制が十分に整備されていない。また、放課後等に課外授業を受ける児童生徒の負担も大きい。**

全国で一定の質が担保された日本語指導を受けることができるよう、「特別の教育課程」の編成・実施を認めることが必要。

「特別の教育課程」による日本語指導(案)

(I) 指導の内容

児童生徒が学校教育において各教科その他の教育活動に、日本語で参加できることを目的とする指導。

※ 学校生活を送るために必要な日本語を身に付けるための指導も含まれる。

(II) 指導の対象とする児童生徒

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在籍する日本語指導が必要な児童生徒。

※ 指導の要否は校長が判断。

(III) 指導者

①日本語指導担当教員(主たる指導者)：教員免許を有する教員(常勤・非常勤講師を含む)

②日本語指導補助者：日本語指導や教科指導等の補助を行う支援者、子供の母語がわかる支援者

※ ②日本語指導補助者は必置ではない。

(IV) 授業時数

年間10単位時間から280単位時間までを標準とする。

※1 授業時数の1単位時間は学校教育法施行規則別表に定める小・中学校等の1単位時間(45分又は50分)に準じるものとする。

※2 なお、児童生徒の実態に応じて特別の必要がある場合に年間280単位時間を超えて指導することを妨げるものではない。

(V) 指導の形態及び場所

- ・児童生徒の在籍する学校における「取り出し指導」

- ・他校における指導

※1 「取り出し指導」：児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行うもの。

※2 ただし、学校に空き教室がない場合や地理的条件等により学校内に当該指導を行う場所を設けることが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合には、一定の要件の下、例外的に、学校外施設における指導も認めることとする。

(VI) 指導計画の作成及び学習評価の実施

期待される効果

- ・児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな日本語指導の実現

- ・指導を受けた児童生徒が各教科その他の教育活動に日本語で参加できるようになること

- ・地域や学校において日本語指導に携わる関係者の意識の啓発及び指導力の向上



☆学校教育の一環として行う日本語指導の全国的な質の担保

☆日本語指導が必要な児童生徒が学校において主体的に学び、希望する進路を選択できる機会の保障

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議の設置について

平成24年4月11日

初等中等教育局長決定

1. 趣 旨

近年、国際化の進展等による海外帰国人や日系人等のいわゆるニューカマーと呼ばれる外国人の増加に伴い、我が国の公立の小学校、中学校等においても、日本語指導が必要な児童生徒が多数在籍している。これらの児童生徒に対して、日本語指導や日本の学校への適応指導などの体制を整備し、「入りやすい公立学校」の実現を図ることは、重要な課題となっている。

現在、日本語指導が必要な児童生徒に対しては、各地域の実情や児童生徒の実態に応じて、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で指導を行う「取り出し指導」や、在籍学級での授業中に日本語指導担当教員や支援員などが教室に入って当該児童生徒を支援する「入り込み指導」のほか、当該児童生徒が在籍する学校以外の学校における日本語指導が行われているところである。しかしながら、現行制度の下では、在籍する学校以外の学校での日本語指導については、教育課程には位置づけられておらず、放課後等に教育課程外の指導として実施しているため、当該児童生徒に与える負担も大きい。

このような実態に鑑み、「『定住外国人の子どもの教育等に関する政策懇談会』(主宰:中川正春副大臣(当時))の意見を踏まえた文部科学省の政策のポイント」(平成22年5月19日文部科学省)においても、「外国人児童生徒の日本語能力等に配慮した弾力的なカリキュラムの編成など制度面についての検討」などにより、「小学校又は中学校に入りやすい環境の整備を促進」することが提言されている。

上記の提言を踏まえ、「日本語指導が必要な児童生徒の教育の充実のための検討会」(平成22年11月1日初等中等教育局長決定)において、教育現場における日本語指導の実態等を把握した上で、学校における日本語指導が必要な児童生徒に対する教育、特に指導形態等についての検討を行い、一定の結論が得られた。

本検討会議では、上記検討会での結論を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方について具体的な検討を行うとともに、当該児童生徒に対する教育の充実を図るために具体的な教育施策等についても広く検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方について
- (2) その他、日本語指導が必要な児童生徒に対する教育の充実を図るための方策等について

3 実施方法

- (1) 別紙委員の協力を得て、検討事項について検討を行うこととする。
- (2) 必要に応じて、別紙委員以外の者にも協力を求めることができるものとする。

4 期 間

本検討会議は、検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

5 その他の庶務

本会議に関する庶務は、初等中等教育局国際教育課において処理する。

日本語指導が必要な児童生徒を対象とした指導の在り方に関する検討会議 委員名簿

(敬称略)

臼井博美 神戸市立神陵台中学校 校長

大藏守久 一般財団法人 波多野ファミリースクール 理事・学監

佐々木稔 京都教育大学附属桃山中学校 教諭

○ 佐藤郡衛 東京学芸大学 理事・副学長

鈴木英文 鈴鹿市教育委員会 指導課 課長

築樋博子 豊橋市教育委員会 外国人児童生徒教育相談員

松本一子 愛知淑徳大学・愛知教育大学 非常勤講師